

群馬県新型コロナウイルス検査促進事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 群馬県新型コロナウイルス検査促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）及び「群馬県新型コロナウイルス検査促進事業実施要領」（令和3年12月20日制定。以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要領第3条に基づき事業者が実施をした事業とする。

(補助事業者)

第3条 補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は実施要領第4条第3項により登録を受けた事業者とする。

2 前項の補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 三 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- 四 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- 五 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- 六 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- 七 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- 八 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新型コロナウイルス感染症に係る無料検査や検査体制の整備にかかる費用であって、別表1及び別表2に掲げる経費を対象とする。ただし、補助事業の実施の有無にかかわらず支出を要する経常的経費は補助対象外とする。

2 (削除)

(交付額の算定)

第5条 補助金の額は別表1及び別表2に掲げるところにより、予算の範囲内において知事が決定する。

2 (削除)

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1-1号又は第1

ー 2 号に事業計画書その他の関係書類を添えて別に知事が定める日までに提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、補助対象経費のうち別表 1 に掲げる検査に係る費用の申請については、知事が定める日までに様式第 1-3 号に關係書類を添えて提出し、交付申請及び実績報告を同時に行うものとする。

3 申請者は、知事が定めるところにより同一会計年度内の別の実施期間に再度事業を実施する場合、本条に基づき改めて申請するものとする。

(交付決定等)

第 7 条 知事は、前条第 1 項の規定による補助金の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、様式第 2-1 号によるものとする。

3 知事は、前条第 2 項の規定による補助金の交付申請及び実績報告があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、交付決定及び額の確定を併せて行う。この場合において、知事は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定及び額の確定を行うものとする。

4 前項の規定による通知は、様式第 2-2 号によるものとする。

5 前項の規定により交付決定及び額の確定について通知を受けた事業者に関しては、第 8 条、第 10 条及び第 11 条の規定は適用しないものとする。

(補助事業の変更)

第 8 条 補助事業者は、補助対象経費又は補助事業の内容若しくは経費の配分に変更があった場合には、変更承認申請書（様式第 3 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の区分ごとに配分された額のいずれか低い額の 20 パーセント（当該金額が 5 万円未満の場合は 5 万円）を超えない額の対象経費の区分間の流用（別表 1 検査に係る費用と別表 2 検査体制の整備に係る費用間の流用を除く。）の場合、又は補助事業の目的及び仕様に及ぼす影響が軽微であるとして知事が認める場合は除く。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合には、これを審査し適当と認められたときは変更交付決定を行い、変更交付決定通知書（様式第 4 号）を補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、補助事業者は速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止するときは、知事に申請し承認を受けなければならない。

(事業の着手)

第 9 条 補助事業の着手時期は、交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、補助事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

2 前項の場合において、補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を了知の上、事前着手届（様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

一 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天変地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、事業実施主体が負担すること。

二 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合におい

ても、異議がないこと。

- 3 前項の規定にかかわらず、別表 1 に掲げる検査に係る費用については、補助事業者は、実施要領第 4 条第 3 項による登録を受けたことをもって事前着手届の提出を省略し、当該登録のあった日または県の当該会計年度の初日のいずれか遅い方の日から交付決定を受けるまでの間に事業に着手できるものとする。この場合、補助事業者は前項各号に掲げる事項を了知したものとみなす。

(実績報告書の提出等)

第 10 条 補助事業者は、新型コロナウイルス感染症に係る無料検査に関する補助事業が完了したときは、完了した日から起算して 30 日以内又は補助事業を実施した翌年度の 4 月 8 日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第 6 - 1 号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、検査体制の整備に係る補助事業が完了したときは、完了した日から起算して 30 日以内又は補助事業を実施した当該年度の 3 月 25 日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第 6 - 2 号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第 11 条 知事は、前条の規定による実績報告がなされたときは、その内容の審査により、この補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認められるときは、補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 12 条 知事は、第 7 条第 4 項の規定による通知または前条の規定による通知を行ったときは、速やかに確定した額の補助金を支払うものとする。

- 2 知事は、補助事業の遂行上、特に必要があると認めたときは、補助事業者に対し、概算払いをすることができる。
- 3 前項の規定により概算払いを受けようとする補助事業者は、知事と協議の上、概算払請求書（様式第 7 号）を知事に提出するものとする。
- 4 前条による補助金の額の確定時において、すでに確定額を超えて補助金の交付を受けているときは、当該補助事業者は、確定額を超えている部分に相当する額を、知事の定める期限内に返還しなければならない。
- 5 補助事業がやむを得ない事由により当該年度末までに完了しない場合、知事は予算に定めるところにより、翌年度に繰越して補助金を交付することができるものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第 13 条 知事は、規則第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定によるもののほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 補助事業者が条例、規則若しくはこの要綱又はこれらの法令、告示若しくは要綱に基づく知事の定め、処分若しくは指示に違反した場合
- 二 補助事業者又は補助事業の実施において委託契約などの取引があった者が群馬県暴力団排除条例第 7 条に抵触するとき
- 三 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

四 その他規則に違反したとき

(補助金等の返還)

第 14 条 前条の規定により交付の決定を取り消されたときは、当該補助金を知事の定める期限内に返還しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の取扱い)

第 15 条 申請者は、当該補助金に係る消費税及び地方税に係る仕入れ控除税額（補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合、それぞれ次の各号にしたがって取り扱うものとする。

- 一 第 6 条の規定による申請時に消費税等仕入控除税額が明らかである場合、消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。
- 二 第 10 条の規定による実績報告時に消費税等仕入控除税額が明らかとなる場合、消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。この場合において、知事は精算条件を付した上で消費税等仕入控除税額を含めて規則第 5 条第 1 項に基づく補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）を行うとともに、消費税等仕入控除税額を除いて規則第 7 条第 1 項に基づく補助金額の確定（以下「額の確定」という。）を行うものとする。
- 三 額の確定後に消費税等仕入控除税額が明らかとなる場合、消費税等仕入控除税額が確定し次第、様式第 8 号により速やかに報告しなければならない。この場合において、知事は返還条件を付して交付決定を行うとともに、本号前段の報告に基づき消費税等仕入控除税額の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第 16 条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

2 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を行わなければならない。

(書類の整備)

第 17 条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間、保存しなければならない。

(調査)

第 18 条 知事は、必要があるときは、補助事業者に対して補助事業について報告をさせ、又は必要な調査をすることができる。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めることのほか、補助事業等の遂行に関し必要な事項は、知事が必要の都度指示する。

附 則

この要綱は、令和3年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月18日から施行し、令和3年12月28日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月31日以前に行われた事業に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年6月20日から施行し、令和4年4月1日以降に行われる補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

令和4年6月30日以前に行われた事業に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

令和4年7月31日以前に行われた事業に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

別表 1 検査に係る費用

区 分	対象経費及び検査 1 回当たりの単価 (税込み)			補助率
	検査キット原価		その他実施事業者において生じる各種経費等	
月あたりの総検査回数 (抗原定性検査及び PCR 検査等の合計)	抗原定性検査	PCR 検査 (検査費用・送料等を含む)		
① 営業日数 (※2) に 50 回を乗じて得た回数以下	実施事業者の仕入額 (上限 1,500 円)	実施事業者の仕入額 (上限 7,000 円)	2,500 円	10/10
② 営業日数に 50 回を乗じて得た回数超、かつ、同じく 100 回を乗じて得た回数以下		実施事業者の仕入額 (上限 5,000 円)	1,800 円	
③ 営業日数に 100 回を乗じて得た回数超		実施事業者の仕入額 (上限 3,000 円)	1,100 円	

※1 区分欄の基準に該当する回数分について、それぞれ、右欄 (検査キット原価、各種経費等) を適用する。

※2 営業日数：申請対象月における当該拠点¹が検査の拠点として稼働した日数

※3 PCR 検査等については、区分欄の回数に、同月の総検査回数に占める PCR 検査等の回数の割合を乗じて得た回数に換算して適用する。

※4 仕入原価の上限額と 1 ヶ月の検査件数により算定した総額の範囲内で、仕入原価・各種経費等補助を補助する。

※5 「検査 1 回当たりの単価」のうち検査キット原価については検査キット仕入日時点の別表 1 を、各種経費等については検体採取日時点の別表 1 を、それぞれ適用する。

別表 2 検査体制整備に係る費用

対象経費	事業所 1 箇所当たりの上限額	補助率
本事業の事業開始に当たっての初期投資	1,300,000 円 (税込)	10/10